

講義「法学特殊講義 2 A（消費税）」開講にあたって

2018年4月9日

担当：森 稔樹（法学部教授）

【予定項目】前期（2A）は消費課税（消費税、地方消費税）を扱う。消費課税の仕組みはもとより、国家財政や地方財政との関係を探ることを目的とする。

01. 消費税・地方消費税の歴史
02. 消費課税の基本的事項（1） 国家予算における消費税の位置づけ、直接消費税／間接消費税
03. 消費課税の基本的事項（2） 一般消費税の構造、付加価値税の基本（仕入税額控除など）
04. 消費課税の基本的事項（3） 日本の消費税が抱える一般的な問題点
05. 国税としての消費税（1） 納税義務者、税率
06. 国税としての消費税（2） 課税対象（課税物件）、非課税取引
07. 国税としての消費税（3） 免税事業者、簡易課税制度
08. 国税としての消費税（4） 計算・申告、仕入税額控除の諸問題
09. 国税としての消費税（5） 軽減税率の是非
10. 都道府県税としての地方消費税
11. 酒税
12. たばこ税
13. 関税
14. 流通税（1） 登録免許税
15. 流通税（2） 印紙税

【教科書、プリント】

「消費税」の仕組みなどについて、石村耕治編『税金のすべてがわかる現代税法入門塾』〔第9版〕（2018年、清文社）を使用する（月曜日2限の「税法」と同じ教科書）。但し、この教科書のみではカバーできない部分が多くなるので、適宜、プリントなどを配布する。

【六法】

この講義についても、「税法（A）（B）」と同様に、六法に特別の注意を要する。

- ①小型の六法（『ポケット六法』など）では対処できない。
- ②中型の六法（消費税法が掲載されているもの）でもよいが、法律しか掲載されていない。
- ③税法については特別な六法が刊行されている。

日本税理士会連合会編『税務六法法令編』&『税務六法通達編』（ぎょうせい）

『実務税法六法法令編』&『実務税法六法通達編』（新日本法規出版）

④手軽に参照したいということであれば「電子政府の総合窓口 e-Gov」（<http://www.e-gov.go.jp>）の利用をおすすめする。

⑤講義で扱う法律の条文であれば、コピーなどを持参してもよい。iPad などを使用してもよい（但し、スマートフォンでは読みにくいものと思われる）。

【参考書】当方が講義で参考にしているものであり、指定はしない。

- ①金子宏『租税法』〔第二十二版〕（2017年、弘文堂）
- ②水野忠恒『大系租税法』〔第2版〕（2018年、中央経済社）
- ③北野弘久編『現代税法講義』〔五訂版〕（2009年、法律文化社）
- ④三木義一編『よくわかる税法入門』〔第12版〕（2018年、有斐閣）
- ⑤山形富夫『税務の基礎からエッセンスまで 主要地方税ハンドブック』（2017年、清文社）
- ⑥川村栄一『地方税法概説—国税との比較で学ぶ地方税入門—』（2009年、北樹出版）
- ⑦碓井光明『要説地方税のしくみと法』（2001年、学陽書房）
- ⑧神野直彦『財政学』〔第2版〕（2007年、有斐閣）
- ⑨重森暁・鶴田廣巳・植田和弘編『Basic 現代財政学』〔第3版〕（2009年、有斐閣）
- ⑩橋本恭之『入門財政』〔第3版〕（2016年、税務経理協会）
- ⑪植田和弘・諸富徹編『テキストブック現代財政学』（2016年、有斐閣）
- ⑫小西砂千夫『財政学』（2017年、日本評論社）
- ⑬「平成30年度税制改正大綱」（2017（平成29）年12月14日、自由民主党、公明党）
- ⑭「平成30年度税制改正の大綱」（2017（平成29）年12月22日閣議決定）

この他、進行状況に応じて随時紹介する。

【評価の方法】

1. 中間レポート：最低1回は中間レポートを提出していただく。テーマ、提出日、枚数などについては、その都度お伝えする。DB PORTALに掲示する。評価割合は5割とする。
2. 最終レポート：7月23日まで通常の講義を行った上で、同日までに出題する。テーマ、提出日、枚数などについては、当日にお伝えする。DB PORTALに掲示する。

【注意事項】

- （1）消費税・地方消費税については、教科書としている石村耕治編『税金のすべてがわかる現代税法入門塾』〔第9版〕の該当部分を通読すること。
- （2）上にあげたもののほかにも参考文献を紹介するので、手広く読んでみることに。
- （3）所得税などについては講義「税法」で扱うが、消費課税を理解するためには所得税の理解も必要なので、前記の教科書を通読すること。
- （4）日刊紙（日経、朝日、毎日、読売など）を毎日読むこと（とくに、総合欄、政治欄、経済欄）。経済関係の雑誌なども読むとよい。
- （5）衆議院、参議院、財務省、総務省などのサイトを見ること。国会の動き、行政機構の動きなどに注意する必要がある。
- （6）憲法、行政法などの領域も参照する。